基準緩和自動車の認定要領の一部改正について

1. 背景

「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という。) 第55条の規定において、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと地方運輸局長が認定した自動車については、保安基準第2章の規定の一部について適用しないこととしています(以下「基準緩和」という。)。

今回、国際民間航空条約第 14 附属書に準拠して航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 47 条第 1 項(同法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)及び同法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 92 条の規定に基づき保安上の基準に従って飛行場を管理するため、飛行場の制限区域内で使用する自動車については、当該区域内において 点滅する灯火を備え付ける必要があることから、その使用の態様の特殊性に鑑み、点滅 灯火の点灯条件を付して点滅する灯火の備え付けに関する基準緩和が行えるように所要の改正を行うものです。

2. 改正概要

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」(平成9年9月 19 日付け自技第 193号) 別添「基準緩和自動車の認定要領」の改正内容は以下のとおりです。

(1) 基準緩和の認定を申請することができる自動車に以下の自動車を追加

国土交通大臣が管理する飛行場にあっては国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第39条及び地方航空局組織規則(平成13年国土交通省令第25号)第35条の規定に基づく空港事務所の長、それ以外の公共の用に供する飛行場にあっては航空法第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者(空港整備法(昭和31年4月20日法律第80号)第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。)が、飛行場の制限区域内で使用するため点滅する灯火を備える必要があることを証する書面を有する自動車であって、飛行場の制限区域内でのみ使用する青色又は黄色の点滅する灯火を備えるもの

(2) 基準緩和の条件又は制限

点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

3. スケジュール

平成19年春頃までに施行することを検討しています。